令和８年（フ）第２０６号
埼玉県狭山市祇園17番10号　ル・ジャルダン105
破産者　古谷　恵美
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２１７号
埼玉県川越市大字今福882番地、前住所千葉県木更津市大和２丁目５番６―302号
破産者　西野　彰汰
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２４７号
埼玉県狭山市祇園21番32号　リーベンスＢ―103、開始決定時の住所埼玉県狭山市入間川１丁目18番６号　東伸ビル406
破産者　大江　直人
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２８０号
埼玉県所沢市大字荒幡672番地　タカーラ・ハーヴェスト109
破産者　酒井　健雄
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２８１号
埼玉県所沢市けやき台１丁目53番地の１　ダイアパレス新所沢けやき台２―206
破産者　長竹　美波
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２９５号
埼玉県所沢市東所沢２丁目37番地の７　第三荒田ハイツ103
破産者　酒井　真梨
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３０９号
埼玉県川越市大字小堤907番地２　（ラ・ネックス川越202号室）
破産者　市川浩一郎
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３１３号
埼玉県ふじみ野市霞ケ丘二丁目１番５号
破産者　中山　大貴
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３４８号
埼玉県狭山市中央４丁目19番１―304号
破産者　尾﨑　哲也
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第２５８１号
横浜市都筑区東山田３丁目17番７―307号
破産者　永原　理恵
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４９６号
横浜市港南区港南台２丁目１番６―506号
破産者　村上　君雄
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８２７号
前橋市若宮町４―10―４、住民票上の住所東京都小金井市前原町４丁目７番24号
破産者　中山　　彰
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１４８号
横浜市青葉区荏田西１丁目12番地１　サンルーム青葉304
破産者　浅尾　宏明
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１９０号
横浜市金沢区六浦５丁目41番１―Ｂ1005号
破産者　水田　裕也
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７５４号
川崎市高津区坂戸１丁目８番15―201号　北斗
破産者　松本　秀雄
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３３０号
東京都世田谷区船橋５丁目22番11号　ホームライク22　101
破産者　山田　雄士
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１４２号
相模原市中央区すすきの町25番16号　ＡＬＢＡ101号
破産者　金山　将健こと　金　　将健
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２６３号
相模原市南区大野台６丁目18番25号　ｃｏｃｏｎ東棟208
破産者　佐藤　　駿
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２７６号
神奈川県座間市相模が丘３丁目54番14号　Ｋ―ｈｏｕｓｅ相模が丘203号
破産者　中村　英二
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部